

図表 4－③ 「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) <抜粋>

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省（以下「規制所管府省」という。）が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築する。

1 具体的なシステムの考え方

(3) 規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。）を整備する。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的とするものである。

(注) 下線は当省が付した。